

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳情 6 年輝く鳥取第13号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6 年－13 (R 6 . 5 . 29)	輝 く 鳥 取	「キャッシュレス限定バス」に係る意見書の提出について	
▶陳情事項 国に対し、「キャッシュレス限定バス」に反対する意見書を提出すること。			

▶陳情理由

報道によれば、国土交通省は7月にも路線バスの運行規定「標準運送約款」を見直し、運賃の支払い方法をＩＣカードなど電子決済のみとする「キャッシュレス限定バス」を解禁する方針のようだ。

背景に、事業者の経費削減や運転手の業務負担低減の目的があるようだが、現金しか使えない人への配慮が欠けており、とりわけ、中山間地などで、大きな影響が出る可能性がある。

道路運送法第13条は、運送の拒絶について次のように定めている。

- 1 申し込みが運送約款によらないとき。
- 2 当該運送に適する設備がないとき。
- 3 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 4 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 5 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

これを受け、「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」（第4条）が定められているが、具体的な文言がなく、キャッシュレスに限定すると、現金しか使えない客が乗車できなくなり、事業者には道路運送法の「乗車拒否」にあたらぬかという懸念があった。そこで、約款そのものを変えてしまうのである。

たしかに、キャッシュレス限定になれば、運賃箱の維持更新の費用や現金管理の手間はなくなるだろう。しかし、たまたまキャッシュレス決済手段（例えば、ＩＣＯＣＡやＳＵＩＣＡ等）を持ち歩いていない層もいるかもしれない。残高不足のケースもあるかもしれない。

国土交通省がまとめた全国の主要事業者の収支状況によると、令和4年度の赤字額は917億円となり、228事業者の85%にあたる194事業者

が赤字だったそう。こうした支援策は別途検討されるべきであって、その解決策を、キャッシュレス限定に頼るのは、キャッシュレス弱者というべき、高齢者やたまたまキャッシュレス決済手段を持ち歩いていない人に対する配慮が欠落している。例えば、キャッシュレス推進で、数パーセント程度の割引やポイント制度で還元を与えるのは良いと思うが、法貨として強制通用力を有する貨幣を使えなくして、コスト削減の負担を一般消費者に強いるのは、やることが間違っていると思う。

については、キャッシュレス推進をするにしても、現金での支払い拒絶をせず、受け入れることを義務化すべきことについて、意見書の提出を賜りたい。

▶提出者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

輝く鳥取創造本部（中山間・地域振興局交通政策課）

【現 状】

- 1 道路運送法第11条において、一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされており、国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合において、当該事業を經營する者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなすことになっている。
- 2 道路運送法第13条において、一般旅客自動車運送事業者は、運送約款によらない場合などは、運送の引受けを拒絶してはならないとされている。現状の標準運送約款にはキャッシュレスなど決済手段を限定することに関する記載はない。
- 3 国土交通省は、バス事業については、減便や路線廃止が相次ぐなど厳しい経営環境にあることから、現金の取扱いによる管理コストや運転者の負担を軽減するとともに、定時運行の確保など利用者の利便性向上を図る観点から、バス運賃の支払いにあたって完全キャッシュレスも選択できるよう、標準運送約款の見直しを検討している。

【県の取組状況】

令和6年度予算において路線バスへのキャッシュレス導入に向けて調査費を計上し、現金との併用を前提に導入に向けて進めているところ。